

議員案第 3 2 号

原発事故避難者の都営住宅等の追い出しに抗議し、住宅支援の継続を
求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

平成 2 8 年 6 月 2 0 日提出

小金井市議会議員

片 山 薫

林 倫 子

関 根 優 司

渡 辺 大 三

原発事故避難者の都営住宅等の追い出しに抗議し、住宅支援の継続を求める意見書

福島第一原発事故により避難を強いられた方たちへの住宅支援の打切りが、2017年3月に迫ってきている。今まで原発事故避難者の住宅は、「災害救助法」に基づき、自治体が公営住宅や民間の住宅を借り上げ、避難者に提供してきた。「原発事故子ども・被災者支援法」が活用されていない現在、避難者にとって、この住宅支援は命綱である。

現在、東京都の職員と福島県の職員が、避難者を個別に呼び出し、都営住宅などからの事実上の退去を迫っている。当選が難しいほど高倍率である都営住宅へ応募をし直すか、他の場所に引っ越しをするか、福島県へ帰還するかのいずれかという選択肢を示し、暗に帰還を促している状況である。避難者は、経済的にも精神的にも追い詰められた状況となっている。

一方で、自治体レベルでも避難者向け住宅支援を継続することは可能である。埼玉県では県営住宅に関して自主避難者への優先枠を設定し、鳥取県では2019年3月まで県営住宅等の提供を延長し、新潟県では福島県の民間賃貸住宅家賃補助に1万円を上乗せするなど、自治体独自の支援策も出てきている。

2016年6月現在の都内避難者数は5,526人である。その主な内訳として、自主避難者が600世帯1,400人、都営団地には250世帯650人、民間賃貸には100世帯250人、国家公務員住宅には240世帯450人、その他15世帯60人である。

東京都は、居住支援協議会での住宅確保要配慮者に原発事故避難者を位置付け、また、都内に増えている空き家や空き室をみなし仮設として有効活用し、その費用は国を通じて東京電力に賠償請求するなど、避難者の実情に寄り添った積極的な支援策を打ち出すべきである。

よって、小金井市議会は、政府、福島県及び東京都に対し、以下の事項を求めるものである。

- 1 都営団地集会所の避難者への個別相談会において、「都営団地からの退去通告」から始まる説明が当事者に精神的プレッシャーを与えているので、説明の在り方を見直し、帰還を迫らないこと。
- 2 避難者の個別事情を把握し、埼玉県、新潟県、鳥取県のように有効な独自支援策を講じ、経済的・精神的負担なく住み続ける権利を保障すること。
- 3 政府及び福島県は、避難者に対し、2017年3月に打ち切り、減少されると言われている住宅、生活支援を継続すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年6月 日

小金井市議会議長 篠原ひろし

内閣総理大臣様
総務大臣様
内閣府特命担当大臣（原子力損害賠償・廃炉等支援機構）様
内閣府特命担当大臣（原子力防災）様
福島原発事故再生総括担当大臣様
福島県知事様
東京都知事様